

住宅の被害状況に関する申出書  
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

津幡町長 あて

住所 石川 太郎

氏名 \_\_\_\_\_

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 工事期間

(工 期) 令和5年7月15日 から 令和5年8月31日

2 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 外壁、床

3 床について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。  
 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。  
 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

4 壁について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）  
② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）  
③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。  
 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。  
 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。  
 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

5 屋根について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。  
 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。  
 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。